

本来入園可能な児童が適切に入園内定を得るための
“認可保育園不正入園に関する相談窓口”の設置を求める陳情

陳情の要旨

不正入園を発見した場合、その事実を区に通報する際の通報先となる“認可保育園不正入園に関する相談窓口”を設置のうえ、通報者には、相談内容を精査した結果を伝えてください。

陳情の理由

板橋区（以下、区とする）の認可保育園申込に必要な書類の一つである、エントリーシート（重要事項確認）の項目①は、「勤務日数・時間・確認表の内容等提出した書類について、申込みの内容と事実が異なる場合または変更が生じたにもかかわらず届出がない場合は、入園内定または決定を取り消すことがあります。」となっています。

以前、陳情者の知人（板橋区民）が板橋区子ども家庭部保育サービス課入園事務係に不正入園の事実について電話で通報したところ、入園事務係からの回答は「不正入園の事実は把握できたが個人情報の関係があり入園取り消し等の対処はできない。」という内容のものでした。つまり現在、同課入園事務係が保育園不正入園についての問い合わせ窓口にはなっていますが、区民からの通報を十分に活かすことはできていません。

不正入園問題の解決には行政自ら得た情報だけによるのではなく、現場を知る区民の声を活かす必要があります。

保護者の不正行為によって入園枠に入り入園した児童の存在は、本来その入園枠に入るべき児童が枠に入ることができず入園できないという問題を生みます。また、不正行為を実際に行ったのが保護者であったとしてもその児童には社会からは不正行為の片棒を担いだとしていわれなき非難を受ける可能性が生じ、それは本来無実の児童にとって大変な不幸です。

これらの問題、不幸を板橋区と板橋区民が協同で解決していくため、不正入園のため本来入園可能な児童が入園できない状態を回避し適切に入園内定を得られることを目的とした“認可保育園不正入園に関する相談窓口”の設置が必要であると考えたのが本陳情の理由です。

提出年月日 平成26年5月24日

陳情者
氏名 紫垣 伸也

板橋区議会議長 茂野 善之 様